

家畜衛生情報

第 151 号
令和 3 年 4 月

石狩地区家畜自衛防疫推進協議会・北海道石狩家畜保健衛生所

- 話題**
- 1 国内外の越境性動物疾病発生状況及び対策
 - 2 定期報告書の提出について
 - 3 輸移入家畜の導入計画及び移入家畜導入計画書の提出について
 - 4 飼養衛生管理基準の改正
 - 5 令和3年度家畜伝染病予防事業計画
 - 6 ヨーネ病自主検査日程・留意事項について
 - 7 病性検定について
 - 8 薬剤耐性（AMR）対策の推進について
 - 9 着任挨拶
 - 10 職員配置図、緊急連絡先

1 国内外の越境性動物疾病発生状況及び対策

高病原性鳥インフルエンザ



令和2年11月に香川県での発生以降、過去に類を見ない発生が続いています（18県52事例 約992万羽殺処分）。また、野鳥においても、多数の事例でウイルスが検出されています。渡り鳥が飛来する5月の連休頃までは警戒を解かないてください。

豚熱（CSF）



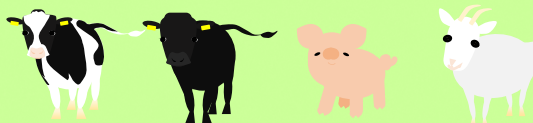
平成30年9月に国内で26年ぶりに発生が確認され、現在も豚及びいのしし飼養農場において発生が続いています。また、野生いのししにおいても同ウイルスが侵入し、感染区域が拡大、発生リスクが高い状態が続いています。このため、発生リスクが高い区域では飼養豚へのCSFの予防ワクチン接種と野生いのししへの経口ワクチン散布を行うと共に、同地域から外部への豚の移動が制限されています。

アフリカ豚熱（ASF）

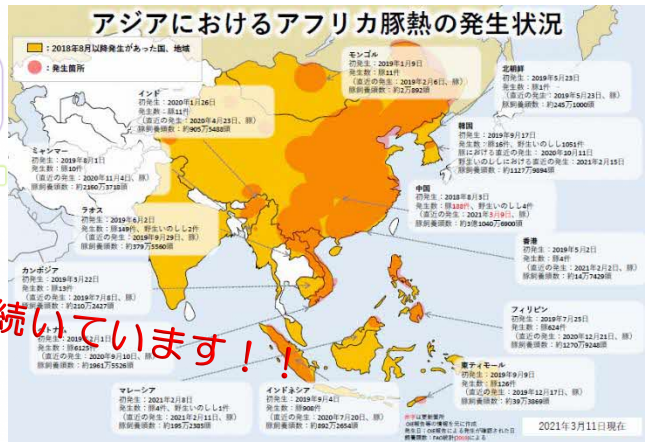
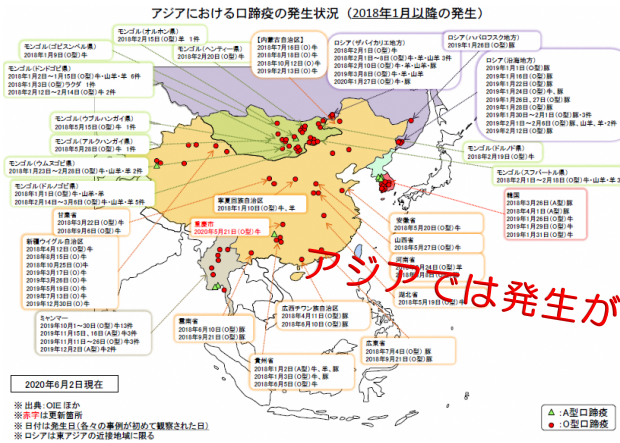


国内での発生はこれまでありませんが、平成30年以降アジア諸国で感染が急速に拡大しています。海外から違法に持ち込まれた畜産物や、台湾本島の海岸に漂着した豚の死体からアフリカ豚熱ウイルス遺伝子が検出されているため、いつ日本で発生しても不思議ではない状況です。

口蹄疫



平成22年4月に宮崎県で発生が確認されて以降、国内での発生はありません。しかし、周辺国で断続的に発生が続いており、引き続き警戒が必要です。



発生防止のため飼養衛生管理基準の遵守（特に次の3点）を徹底してください。

- ✓ 衛生管理区域及び畜舎に出入りする人、車両、物品等を介した病原体の侵入防止対策を徹底してください。（飼養管理区域専用の長靴・作業着の着用、石灰の散布、車両消毒など）
- ✓ 衛生管理区域及び畜舎に野生動物を介した病原体の侵入防止対策を徹底してください。（侵入防止ネットの設置、穴が開いていないか点検と修繕など）
- ✓ 農場では日ごろの飼養衛生管理の徹底と早期摘発のため家畜の健康観察に注意をお願いします。

2 定期報告書の提出について

家畜伝染病予防法第12条の4により、家畜の所有者は、飼養衛生管理基準を遵守し、毎年、家畜の飼養状況について、定期報告書により管轄の都道府県知事へ報告することとなっています。飼養衛生管理基準の強化に伴い、本年より記入事項が増えたところです。本書は農場の衛生管理の徹底や、悪性伝染病などの初動防疫のために重要な報告ですので、ご理解の上ご提出をお願いします。

なお、本書が未提出の場合は罰則の対象となります。また、各種の補助金助成事業においても法令遵守が条件となっています。

- 牛、馬、めん羊、山羊、豚などの飼養者：毎年4月15日まで
- 鶏、あひる、うずら、きじなどの飼養者：毎年6月15日まで

3 輸移入家畜の導入計画及び移入家畜導入計画書の提出について

北海道では、家畜を海外から輸入、道外から移入する場合、「輸移入家畜の着地検査実施要領」に基づき、輸移入家畜による伝染性疾患の侵入を未然に防止するため、着地検査を実施しています。

原則として、輸入家畜は動物検疫所における検疫終了後、農場に到着してから3か月間、移入家畜は農場に到着してから3週間の隔離飼養及び健康観察をするとともに、輸移入家畜に異状が認められた場合は精密検査を実施します。

家畜を海外もしくは道外から導入する計画のある方は、あらかじめ次年度の1年間の家畜の導入計画を前年度の3月末までに当所へ提出し、道外から移入する

方は農場に到着する2週間前までに移入家畜導入計画書を提出してください（様式は当所 HP に掲載しています）。

4 飼養衛生管理基準の改正

令和2年4月、家畜伝染病予防法が改正され、関係法令として家畜※1の飼養衛生管理基準が改正されました（令和2年7月1日付け）。

改正のポイントは、①飼養衛生管理者の選任、②農場ごとの飼養衛生管理マニュアルの作成、③農場及び畜舎への病原体の侵入防止強化、④野生動物の侵入防止対策の強化、⑤愛玩動物の衛生管理区域内での飼養禁止、⑥飼料の加熱要件が改正（対象動物；豚及びいのしし）等です（右記リーフレットを参照ください）。家畜の所有者におかれましては、改正内容についてご理解いただき、各農場等の衛生管理の向上にむけた取り組みをお願いします。

なお、豚及びいのしし以外の家畜の所有者におかれましては、令和4年2月までに飼養衛生管理マニュアルを整備することとなっています※2。これにつきましては、当所より改めてお知らせいたします。

※1；家畜とは、牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、馬、家きん（鶏、あひる（アイガモを含む）、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）

※2；豚及びいのししについては、令和3年4月より施行済



5 令和3年度家畜伝染病予防検査事業計画

令和3年度の家畜伝染病予防法第5条に基づく定期検査は右表のとおりです。該当する市町村の飼養者及び関係機関の皆様には、安全かつ円滑な検査へのご協力をお願いします。

対象疾病	対象家畜	検査対象	当該市町村	検査予定時期
ヨーネ病	乳用牛	生後24か月齢以上の搾乳の用に供する雌牛	江別市	5・6月
	肉用牛	生後24か月齢以上の繁殖の用に供する雌牛	千歳市	5月
			石狩市浜益区	5月
			北広島市	10月
牛海綿状脳症	乳用牛 肉用牛	通常の死亡牛：96か月齢以上 起立不能牛：48か月齢以上 特定症状牛：全月齢	管内一円	通年
高（低）病原性鳥インフルエンザ ※防疫指針に基づく強化モニタリング	家きん	100羽～1,000羽の農場1戸 1万羽以上の農場1戸	札幌市 江別市	10月
腐蛆病	蜜蜂	定飼及び転飼している全蜂群	管内一円	5月～9月

6 ヨーネ病自主検査日程・留意事項について

移動予定牛等のヨーネ病検査は、下記日程のとおり実施しますので、期日までに検体の搬入をお願いします。共進会の衛生条件に含まれるヨーネ病検査もこの日程で実施します。この日程に合わせられない場合には、事前に共進会の開催要領等の衛生条件が記載されたものを送付の上、御相談ください。

●留意事項

- 採血時に生後6か月齢以上であることを必ず確認してください。
- 検査を依頼するときは、申請書類等を材料と一緒に提出して下さい。
- 牛の個体識別番号、採血年月日、採材獣医師名を記載したものを同封してください。
- 病性検定の手数料は、1検体（1頭）4,010円（特殊血清・遺伝子学的検査）です。
- 申請書に北海道収入証紙を貼付し、遅滞なく提出してください。

検体受付締切日	検査実施予定日	採材期間
4月9日（金）	4月12日（月）	4月3日～4月9日
4月23日（金）	4月26日（月）	4月17日～4月23日
5月14日（金）	5月18日（火）	5月8日～5月14日
6月11日（金）	6月14日（月）	6月5日～6月11日
7月13日（火）	7月14日（水）	7月7日～7月13日
8月13日（金）	8月16日（月）	8月7日～8月13日
9月14日（火）	9月15日（水）	9月8日～9月14日
10月15日（金）	10月18日（月）	10月9日～10月15日
11月12日（金）	11月15日（月）	11月6日～11月12日
12月10日（金）	12月13日（月）	12月4日～12月10日
1月14日（金）	1月17日（月）	1月8日～1月14日
2月14日（月）	2月15日（火）	2月8日～2月14日
2月25日（金）	2月28日（月）	2月19日～2月25日

7 病性検定について

病性検定を依頼される場合、事前に当所病性鑑定課宛連絡をお願いします。各種材料搬入時間、必要材料等について、相談させていただきます。

○病性検定依頼時に必要な材料例（牛の場合）

検査	材料	検査方法等
ヨーネ病検査	血清	抗体検査（スクリーニング検査、自主検査含）
	糞便	遺伝子検査（リアルタイムPCR法）
牛ウイルス性下痢検査	血清	遺伝子検査（6か月齢未満は×） 抗体検査（ペア血清推奨）
	全血	遺伝子検査
牛伝染性リンパ腫検査	血清	抗体検査（6か月齢未満は×）
	全血	遺伝子検査、白血球、白血球百分比
呼吸器病原因検索	鼻腔スワブ	ウイルス検査（遺伝子検査、分離等）
		細菌検査（培養検査等）
		マイコプラズマ検査（培養検査等）
	血清	ウイルス抗体検査（ペア血清推奨）
下痢原因検索	糞便	牛肺虫検査
		ウイルス検査 細菌検査（サルモネラ検査含）
流産原因検索	胎子、胎盤、母牛血清	各種ウイルス、細菌検査、病理検査、抗体検査等

<採材時補足>

糞便採材時：ピンポン球大（一握り）以上の量を採材願います。サルモネラ検査時等、スワブで糞便を採材する際には、しっかりと糞便を付着させて下さい。



糞便は一握り以上採材

鼻腔スワブ採材時：3本以上のスワブを採材し、鼻汁が充分に付着した状態にして下さい。



鼻腔スワブは3本1セットで

血清採材時：可能であれば遠心し、場合により血清のみ別容器に移して下さい（溶血防止）。

流産原因検索について：胎子の他、胎盤の搬入も対応願います。

8 薬剤耐性（AMR）対策の推進について

～抗菌剤の慎重使用等対策を進め、消費者の信頼に応えましょう～

畜産分野では、抗菌剤は、動物用医薬品や飼料添加物として使用され、家畜への抗菌剤の使用により増加した薬剤耐性菌が、家畜の治療を困難にするだけでなく、人の感染症の治療を困難にすることが懸念されています。

畜産関係者の皆様へ

○毎日の健康観察、畜舎の洗浄消毒、密飼いを避けるなどの飼養衛生管理基準の遵守の徹底やワクチン接種などで、伝染病を予防し、抗菌剤の使用機会を減らしましょう。

○抗菌剤は、獣医師からの指示に基づき、用法・用量、使用禁止期間等を守って正しく使用しましょう。

参考）農林水産省ホームページ

動物に使用する
抗菌性物質について



薬剤耐性（AMR）対策
アクションプランについて



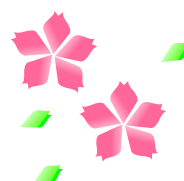
9 着任挨拶

○臨時専門員 阿部 知行（あべ ともゆき）

昨年3月に5年間の家保再雇用を経て青森県を退職し、4月から札幌市民となった阿部です。国の区分では前期高齢者となります。趣味の日曜大工で食器収納庫を作ったり、19年目を迎えた愛車フォレスターの補修や整備を楽しんでいます。北海道で初めての職場となり皆様のお世話になります。よろしくお願いいたします。

○専門員 大久保 春菜（おおくぼ はるな）

4月1日採用で石狩家保予防課に配属されました。大久保春菜と申します。石狩家保は札幌ドームのすぐ近くで、通勤時に朝日に包まれた札幌ドームをみると仕事への気持ちが高ぶってきます。初めてのことばかりですが、早く仕事を覚えて戦力になりたいと思っています。よろしくお願いいたします。



10 職員配置図 緊急連絡先

◎職員配置図・緊急連絡先

北海道石狩家畜保健衛生所		〒062-0045 札幌市豊平区羊ヶ丘3番地	
TEL：011-851-4779		FAX：011-851-4780	
夜間・休日（緊急時）：011-204-5000（石狩振興局 代表）			
※夜間、休日の緊急連絡は北海道庁中央司令室が窓口となります。 担当者に「石狩家保への緊急連絡」とお伝えください。			
電子メール：ishi-kaho.11@pref.hokkaido.lg.jp			
所長	小田 茂樹		
次長	小岸 憲正		
指導課長	伊藤 史恵	予防課長	岸 昌生
主査（動物薬事・安全）	枝松 弘樹	主査（危機管理）	榊原 伸一
専門員	中谷 敦子	指導専門員	木川 理
		臨時専門員	阿部 知行
		専門員	大久保 春菜
		病性鑑定課長	尾宇江 康啓
		主査（病性鑑定）	未永 敬徳
		指導専門員	齊藤 真里子
		専門員	羽田 浩昭
		専門員	和田 好洋
ホームページでも情報を発信しています：「石狩家畜」で検索！ http://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/top.htm			

新採用
専門員

大久保 春菜